

(別紙)

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び
広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項（新旧対照表）

改正後（新）	現行（旧）（平成28年8月3日付け事務連絡）
<p>食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項</p> <p>第1 健康増進法第65条第1項の規制の適用を受ける対象者の範囲</p> <p>「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（以下「指針」という。）の第2の1において、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第65条第1項の規制の適用を受ける対象者を示しているところであるが、具体的には、次により判断することとする。</p> <p>1 広告依頼者の第一義的責任</p> <p>広告の掲載を依頼し、販売促進その他の利益を享受することとなる当該食品製造業者又は販売業者（以下「広告依頼者」という。）が、法第65条第1項の規制の適用の対象者となるのは当然である。</p>	<p>食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項</p> <p>第1 健康増進法第31条第1項の規制の適用を受ける対象者の範囲</p> <p>「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（以下「指針」という。）の第2の1において、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第31条第1項の規制の適用を受ける対象者を示しているところであるが、具体的には、次により判断することとする。</p> <p>1 広告依頼者の第一義的責任</p> <p>広告の掲載を依頼し、販売促進その他の利益を享受することとなる当該食品製造業者又は販売業者（以下「広告依頼者」という。）が、法第31条第1項の規制の適用の対象者となるのは当然である。</p>

2 法第65条第1項と広告媒体との関係

これに対し、広告依頼者から依頼を受けて、当該「広告その他の表示」を掲載する新聞、雑誌、テレビ、インターネット、出版等の業務に携わる者は、依頼を受けて広告依頼者の責任により作成された「広告その他の表示」を掲載、放送等することから、直ちに法第65条第1項の適用の対象者となるものではない。

(略)

第2 (略)

第3 健康保持増進効果等の表示に該当するものの例

指針の第2の2の(3)に掲げる健康保持増進効果等の表示に該当するものの具体例は次のとおりである。なお、指針においても示したところであるが、法第65条第1項は、健康保持増進効果等に関する広告その他の表示について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない旨を定めているものであり、第2の広告その他の表示の範囲に該当するものが次の効果等の表示に関し、第4で判断基準を示したような「事実と著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」場合に、規制されることとなるものである。

1～3 (略)

2 法第31条第1項と広告媒体との関係

これに対し、広告依頼者から依頼を受けて、当該「広告その他の表示」を掲載する新聞、雑誌、テレビ、インターネット、出版等の業務に携わる者は、依頼を受けて広告依頼者の責任により作成された「広告その他の表示」を掲載、放送等することから、直ちに法第31条第1項の適用の対象者となるものではない。

(略)

第2 (略)

第3 健康保持増進効果等の表示に該当するものの例

指針の第2の2の(3)に掲げる健康保持増進効果等の表示に該当するものの具体例は次のとおりである。なお、指針においても示したところであるが、法第31条第1項は、健康保持増進効果等に関する広告その他の表示について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない旨を定めているものであり、第2の広告その他の表示の範囲に該当するものが次の効果等の表示に関し、第4で判断基準を示したような「事実と著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」場合に、規制されることとなるものである。

1～3 (略)

※第3の句点の改正は、現行赤字になっているものを黒字に改めるものである。

第4 法第65条第1項該当性の判断基準の明確化

個々の広告その他の表示が実際に法第65条第1項の規定の違反に該当するものであるかどうかの判断基準については、指針の第2の3に示しているところである。

(略)

1 (略)

2 効果等の証拠等の確認により、事実と相違する又は人を誤認させる表示と確認できる場合

表示内容を一見しただけでは健康保持増進効果等に関して事実と相違する又は人を誤認させる表示に該当するかどうか判別できない広告その他の表示についても、必要に応じ、法第66条第3項において準用する法第61条の規定に基づく立入検査及び食品の収去等を行い、表示内容の証拠又は根拠等を確認した上で、事実と相違する又は人を誤認させる表示であると判断された場合は、広告等の取下げ、内容の修正等の必要な指導が行われるとともに、指導の結果等を域内地方厚生局宛てに報告していただくようよろしくお願いいたします。

(例)

- 広告その他の表示における健康保持増進効果等の強調ぶりと、証拠となる事実が適切に対応していない場合

表示例	考え方
-----	-----

第4 法第31条第1項該当性の判断基準の明確化

個々の広告その他の表示が実際に法第31条第1項の規定の違反に該当するものであるかどうかの判断基準については、指針の第2の3に示しているところである。

(略)

1 (略)

2 効果等の証拠等の確認により、事実と相違する又は人を誤認させる表示と確認できる場合

表示内容を一見しただけでは健康保持増進効果等に関して事実と相違する又は人を誤認させる表示に該当するかどうか判別できない広告その他の表示についても、必要に応じ、法第32条第3項において準用する法第27条の規定に基づく立入検査及び食品の収去等を行い、表示内容の証拠又は根拠等を確認した上で、事実と相違する又は人を誤認させる表示であると判断された場合は、広告等の取下げ、内容の修正等の必要な指導が行われるとともに、指導の結果等を域内地方厚生局宛てに報告していただくようよろしくお願いいたします。

(例)

- 広告その他の表示における健康保持増進効果等の強調ぶりと、証拠となる事実が適切に対応していない場合

表示例	考え方
-----	-----

	(略)	(略)		(略)	(略)
	<p>〇〇センターの研究者は、“××” (一般に知名度がある食品) について「健康保持増進効果等があることが学会で発表されています!」 ※ 実際に学会で発表したのは××の中でも“××-△△”という特別のものに限られており、それ以外のものについて健康保持増進効果等は発表されていない。</p>	(略)		<p>〇〇センターの研究者は、“××” (一般に知名度がある食品) について「健康保持増進効果等があることが学会で発表されています!」 ※ 実際に学会で発表したのは××の中でも“××-△△”という特別のものに限られており、それ以外のものについて健康保持増進効果等は発表されていない。</p>	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	3 (略)		(略)	3 (略)	

第5 いわゆる健康食品に対する広告等監視の手順及び監視体制の整備

1 広告等監視の手順

第4に示したとおり、健康保持増進効果等についての広告その他の表示は、何が「事実に著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示であるかが、全ての場合において明確となるとは限らず、実効性ある監視を行うのは容易ではない。このため、違法性が疑われる広告その他の表示に対する実際の監視に当たっては、

- (1) まず、貴職において法第65条第1項の規定に違反していると判断できる広告その他の表示については、当該広告その他の表示を行う者に対して必要な指導等を行っていただくとともに、当該広告その他の表示に関して別紙の様式により域内地方厚生局宛てに報告していただく
- (2) 貴職において法第65条第1項の規定に違反しているかどうか判別できない広告その他の表示については、同項の規定に違反して表示をした者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する域内厚生局宛てに、別紙の様式により、速やかに報告していただく

という手順を採るようお願いしたい。

(略)

また、効果的に監視指導を行うに当たって必要な事例の蓄積を着実に実施する観点から、貴職において法第65条第1項違反を指導した事例については、別紙の様式により、広告その他

第5 いわゆる健康食品に対する広告等監視の手順及び監視体制の整備

1 広告等監視の手順

第4に示したとおり、健康保持増進効果等についての広告その他の表示は、何が「事実に著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示であるかが、全ての場合において明確となるとは限らず、実効性ある監視を行うのは容易ではない。このため、違法性が疑われる広告その他の表示に対する実際の監視に当たっては、

- (1) まず、貴職において法第31条第1項の規定に違反していると判断できる広告その他の表示については、当該広告その他の表示を行う者に対して必要な指導等を行っていただくとともに、当該広告その他の表示に関して別紙の様式により域内地方厚生局宛てに報告していただく
- (2) 貴職において法第31条第1項の規定に違反しているかどうか判別できない広告その他の表示については、同項の規定に違反して表示をした者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する域内厚生局宛てに、別紙の様式により、速やかに報告していただく

という手順を採るようお願いしたい。

(略)

また、効果的に監視指導を行うに当たって必要な事例の蓄積を着実に実施する観点から、貴職において法第31条第1項違反を指導した事例については、別紙の様式により、広告その他

の表示及び入手した広告その他の表示の内容の根拠に関する資料等を添えて、3か月に一度、定期的に域内地方厚生局宛てに報告されるようよろしくお願いいたします。

法第65条第1項の規定に違反していると判断できる広告その他の表示について、広告その他の表示を行う者（法人の場合は、主たる事務所）が貴管下の地域にない場合については、別紙の様式により、広告その他の表示及び入手できた広告その他の表示の内容の根拠に関する資料等を添えて、広告その他の表示を行う者が所在する地域を所轄する地方公共団体及び域内地方厚生局宛てに速やかに報告されるようよろしくお願いいたします。

2 広告等監視体制の整備

(略)

(1) (略)

(2) 法主管課室の取組

ア (略)

イ いわゆる健康食品の広告その他の表示を重点的に監視指導する「健康食品広告適正化推進月間」等を地域の実情等を踏まえ設定し、法主管課室が自ら、相手方の任意の協力に基づいて、健康食品の製造施設、貯蔵施設及び販売施設の実地指導に当たること。また、必要があると認めるときは、法第66条第3項において準用する法第61条の権限を行使することができる食品衛生監視員に同行を要請

の表示及び入手した広告その他の表示の内容の根拠に関する資料等を添えて、3か月に一度、定期的に域内地方厚生局宛てに報告されるようよろしくお願いいたします。

法第31条第1項の規定に違反していると判断できる広告その他の表示について、広告その他の表示を行う者（法人の場合は、主たる事務所）が貴管下の地域にない場合については、別紙の様式により、広告その他の表示及び入手できた広告その他の表示の内容の根拠に関する資料等を添えて、広告その他の表示を行う者が所在する地域を所轄する地方公共団体及び域内地方厚生局宛てに速やかに報告されるようよろしくお願いいたします。

2 広告等監視体制の整備

(略)

(1) (略)

(2) 法主管課室の取組

ア (略)

イ いわゆる健康食品の広告その他の表示を重点的に監視指導する「健康食品広告適正化推進月間」等を地域の実情等を踏まえ設定し、法主管課室が自ら、相手方の任意の協力に基づいて、健康食品の製造施設、貯蔵施設及び販売施設の実地指導に当たること。また、必要があると認めるときは、法第32条第3項において準用する法第27条の権限を行使することができる食品衛生監視員に同行を要請

<p>すること。</p> <p>ウ 医薬品医療機器等法の主管課室との連携を図りながら、健康食品等、法第65条第1項に規定する食品として販売に供する物を取り扱う事業者等（特に、管内に存在する健康食品の製造会社及び健康食品を取り扱う小売チェーンの本社等）に対し、広告その他の表示の適正化を図るため医薬品医療機器等法を含む関係法令の周知広報を行い、事業者の自主的な法令遵守を促すこと。</p> <p>エ 食品衛生監視又は薬事監視の場において発見された法第65条第1項の規定の違反事例の通報・報告を食品衛生監視員等から受けること等により、情報収集に努めること。</p> <p>3 健康食品に関する苦情相談の着実な実施 (略)</p> <p>(別紙) 健康増進法第65条第1項の規定違反及び違反が疑われる広告等について (略)</p>	<p>すること。</p> <p>ウ 医薬品医療機器等法の主管課室との連携を図りながら、健康食品等、法第31条第1項に規定する食品として販売に供する物を取り扱う事業者等（特に、管内に存在する健康食品の製造会社及び健康食品を取り扱う小売チェーンの本社等）に対し、広告その他の表示の適正化を図るため医薬品医療機器等法を含む関係法令の周知広報を行い、事業者の自主的な法令遵守を促すこと。</p> <p>エ 食品衛生監視又は薬事監視の場において発見された法第31条第1項の規定の違反事例の通報・報告を食品衛生監視員等から受けること等により、情報収集に努めること。</p> <p>3 健康食品に関する苦情相談の着実な実施 (略)</p> <p>(別紙) 健康増進法第31条第1項の規定違反及び違反が疑われる広告等について (略)</p>
--	--